

別表六の二（五）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項
《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第68条の9第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開

始める各連結事業年度において別表六の二（五）「9」に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載します。

「個 別 税 額 控 除 割 合
3 (14、(15)又は(16))+((14、(15)又は(16))×(17))18
(小数点以下3位未満切捨て)
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」

は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあっては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあっては「又は0.14」を消します。